


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市介護保険運営協議会規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市介護保険条例			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市介護保険条例の一部改正により、東大和市介護保険運営協議会規則第1条に引用していた条項にずれが生じるため、東大和市介護保険運営協議会規則の一部を以下のとおり改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点 第1条中「第10条の2第7項」を「第10条の2第8項」に改める。</p> <p>(2) 施行日 平成27年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 特になし</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年2月 第1回市議会定例会において「東大和市介護保険条例の一部を改正する条例」議決。 平成27年3月 文書課において審査済 					
3. 留意事項 (問題点等)					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。